

令和3年12月17日（金曜日）

議事日程第4号

令和3年12月17日（金曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第184号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第147号 由利本荘市由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

第5. 議案第148号 由利本荘市CATVセンター条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第149号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第150号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第151号 由利本荘市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第152号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第153号 由利本荘市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第154号 由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第155号 由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第156号 由利本荘市情報拠点施設条例を廃止する条例案

第14. 議案第157号 財産の無償譲渡について

第15. 議案第158号 由利本荘市道路線の廃止について

第16. 議案第159号 由利本荘市道路線の認定について

第17. 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について

第18. 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について

第19. 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について

第20. 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定について

第21. 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について

第22. 議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について

第23. 議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について

第24. 議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について

第25. 議案第168号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第26. 議案第169号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第27. 議案第170号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第28. 議案第171号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第29. 議案第172号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第30. 議案第173号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

- 第31. 議案第174号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算(第14号)
- 第32. 議案第175号 令和3年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第33. 議案第176号 令和3年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第3号)
- 第34. 議案第177号 令和3年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
- 第35. 議案第178号 令和3年度由利本荘市一番堰まちづくり事業特別会計補正予算(第2号)
- 第36. 議案第179号 令和3年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第37. 議案第180号 令和3年度由利本荘市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第38. 議案第181号 令和3年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第2号)
- 第39. 議案第182号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算(第15号)
- 第40. 議案第183号 令和3年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 第41. 議案第184号 令和3年度由利本荘市一般会計補正予算(第16号)
- 第42. 陳情第8号 国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書提出についての陳情
- 第43. 陳情第9号 精神保健福祉の改善を国に求める意見書提出についての陳情
- 第44. 陳情第10号 国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書提出についての陳情
- 第45. 陳情第11号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を国に求める意見書提出についての陳情
- 第46. 陳情第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書提出についての陳情
- 第47. 陳情第13号 由利本荘市沖合への洋上風力発電建設中止を国、県に求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

日程第1から第47までは議事日程第4号のとおり

- 第48. 追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第7号 1件
- 第49. 議員発案第7号 米価下落に伴う緊急の対応策を求める意見書の提出について
- 第50. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑
委員会発案第4号から委員会発案第6号まで 3件
- 第51. 委員会発案第4号 国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書の提出について
- 第52. 委員会発案第5号 精神保健福祉の改善を国に求める意見書の提出について
- 第53. 委員会発案第6号 国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書の提出について

出席議員（22人）

1番	佐藤正人	2番	佐々木隆一	3番	大友孝徳
4番	松本学	5番	三浦晃	6番	正木修一
7番	佐藤義之	8番	佐藤健司	9番	小松浩一
10番	泉谷赳馬	11番	甫仮貴子	12番	堀井新太郎
13番	阿部十全	14番	岡見善人	15番	小川幾代
16番	吉田朋子	17番	高橋信雄	18番	長沼久利
19番	高橋和子	20番	渡部聖一	21番	三浦秀雄
22番	伊藤順男				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊貴信	副市長	佐々木司
副市長	三森隆	教育長	秋山正毅
企業管理者	三浦守	総務部長	小川裕之
企画財政部長	高橋重保	市民生活部長	齋藤喜紀
健康福祉部長	大平久美子	農林水産部長	今野政幸
商工観光部長	畑中功	建設部長	佐藤奥之
まると営業部長	熊谷信幸	教育次長	三浦良隆
消防長	佐藤剛		

議会事務局職員出席者

局長	佐々木弘喜	次長	阿部徹
書記	村上大輔	書記	松山直也
書記	成田透		

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は22名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。それでは、本日の議事に入ります。

○議長（伊藤順男） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第184号を上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。

それでは、追加提出議案について概要を御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第184号一般会計補正予算（第16号）であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金に係る現金一括給付を行うための事業費を追加いたします。

この財源といたしましては、国庫支出金を追加し、4億9,333万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を490億1,436万1,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日、追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第184号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時03分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第184号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（伊藤順男） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時59分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤順男） 日程第3、これより、議案第147号から議案第184号までの38件及び陳情第8号から陳情第13号までの6件の計44件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番高橋信雄さん。

【高橋信雄総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（高橋信雄） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、条例関係3件、補正予算3件の計6件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第147号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、これまで継続して実施してきた同社への当該免除措置について、令和9年3月31日まで期間を延長するため、附則を改正しようとするものであります。

次に、議案第148号CATVセンター条例の一部を改正する条例案についてであります。これはケーブルテレビ民営化の選択肢の一つとして、指定管理者制度の導入を可能にするため、当該条項を追加しようとするものであります。

次に、議案第149号都市計画税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、課税対象区域に、薬師堂字二本木の一部、薬師堂字一番堰の一部、出戸上野の一部を、新たに加えるため、これらを別表に追加しようとするものであります。

以上、3件の条例の一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、議案第149号の審査において、委員より、新たに税が負担となる方々には、十分周知し、理解をいただくようお願いしたいとの発言がありましたことを申し添えます。

続いて、補正予算であります。

議案第174号一般会計補正予算（第14号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び14款から21款、歳出では1款、2款及び9款並びに債務負担行為及び地方債であります。

このうち、歳入の主なものは、10款地方交付税における普通交付税及び19款繰越金における前年度繰越金で、これらはいずれも、歳出各款に係る一般財源分として増額しようとするものであります。

なお、前年度繰越金は、今回の増額で、令和2年度決算額に到達したとのことであります。

歳出の主なものは、今定例会初日に議決いたしました条例改正に基づき、議員、特別職及び一般職の期末手当を各款において、それぞれ減額しようとするほか、東由利及び鳥海総合支所の空調設備改修工事や県知事選挙、市長選挙及び市議会議員補欠選挙など、これまでに完了した事業の精算に伴う減額が主なものであります。

次に、債務負担行為につきましては、議会だより及び広報ゆりほんじょう、それぞれについて、令和4年4月からの印刷製本業務の執行に当たり、指名競争入札に係る期間を確保するため、令和3年度から4年度までの2か年について、新たに追加しようとするものであります。

また、地方債につきましては、地域づくり推進事業ほか2つの事業について、各充当

事業の確定に伴い、起債限度額を減額し、一番堰都市下水路整備事業については、一番堰まちづくり事業の一環として、雨水排水整備を実施するに当たり、起債限度額を増額しようとするものであります。

次に、議案第177号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、前年度繰越金の増額、歳出では、サーバー室空調設備の修繕料及び伝送路保守管理委託料などの増額が主なものであります。

次に、議案第182号一般会計補正予算（第15号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では10款及び21款、歳出では2款及び9款、繰越明許費9款並びに地方債であります。

歳入においては、10款地方交付税で普通交付税を歳出各款に係る一般財源分として増額、21款市債で消防施設整備事業債を増額し、歳出において、2款総務費では、人事異動に伴う人件費の増減額、9款消防費では、東由利地域において老朽化した消防格納庫1棟と、河川改修により移転が必要となった消防格納庫1棟の2つを統合し、新たに別の場所に建設するための経費を追加しようとするものであります。

なお、この事業につきましては、年度内完了が困難なことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

また、地方債につきましては、消防施設整備事業について、起債限度額を増額しようとするものであります。

以上、3件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で付託されました案件の報告は終わりますが、所管から受けた報告事項の中から、2点御報告申し上げます。

初めに、第三セクターの見直しに関する指針の素案についてであります。

第三セクターにつきましては、本議会が昨年12月、特別委員会での調査を基に、経営の見直し等に係る提言を行っております。

これを受け、市では、見直しに関する指針の素案を策定し、また指定管理者制度導入・運用に係るガイドラインを現在策定中であるとのことであります。

なお、指針の素案については、今後パブリックコメントの実施を経て、今年度中に成案とし、また、ガイドラインについては、3月定例会で素案を提示したいとのことであります。

委員からは、議会の提言は、どうすれば三セクを生かすことができるかを基本に作成された。この視点で見直しを実施していただきたいとの発言があり、これに対して、当局からは、もともと理由があつてつくられた会社なので、よりよい方向に向かうようにしていきたいが、役割を終えたと判断されるものについては、厳しい選択をすることになるかもしれないとの回答がありました。当委員会といたしましては、今後市が定めるルールに基づき、関係者が納得いく形で進めていただくよう、希望するものであります。

最後に、新たなまちづくり協議会についてであります。

9月定例会に続いての当局からの報告でありましたが、議会の改選により、9月とは委員の構成が変わりましたので、これまでの経緯を含め、詳細に説明を受けました。ま

た新たに今後のスケジュールも示され、1月には委員の公募を開始し、4月には第1回の会議を開催したいとのことであります。

委員の任期は2年、年齢は20歳から40歳を原則として、自らの発想で地域を盛り上げる活動や課題解決を重ねていくことで、いずれは本市を牽引する人材育成につなげていきたいとのことであり、市では、組織の運営や実践に対する財政的な支援を行うとのことであります。

委員からは、やはり公募が基本、人選は難航するかもしれないが、熱意のある方が参画できるようにしていただきたい。各地域で柔軟な対応ができるよう制度を設計していただきたい。市が主導するのではなく、自主的な活動を市が支えるような形にしていきたいなど意見が出されました。

市では、本市の未来を決める挑戦的な取組になると位置づけており、当委員会といたしましても、若い世代の方々の積極的な参画と、活動の実践を通じ、地域に元気が創出されることに期待を寄せるものであります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番佐藤健司さん。

【佐藤健司教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（佐藤健司） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、本日付託されました案件を加えて、条例関係3件、指定管理者の指定関係6件、補正予算案6件及び陳情6件の計21件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。その経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第150号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、関連法改正により、子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の均等割減額に係る条項を改めようとするものであります。

次に、議案第151号国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、健康保険法施行令の一部改正により、産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、出産育児一時金の金額を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第154号岩城多目的屋内体育施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、岩城地域の滝俣、南沢、二古多目的屋内体育施設について、各自治会との協議を経て、当該施設の用途を廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます3件の条例改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、指定管理者の指定関係についてであります。今年度末で指定期間が満了となる4施設の更新及び新たに指定しようとする1施設の指定並びに指定期間の変更1施設についてであります。

初めに、公の施設の指定管理者の指定についてであります。議案第160号、第161

号、第166号及び第167号の4件については、それぞれこれまで実績のある法人を、また、議案第165号では、ボートプラザアクアパルについて、新たに一般財団法人由利本荘市スポーツ協会を、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間指定しようとするものであります。

次に、議案第173号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、さきに御報告申し上げました議案第154号の条例案における、岩城地域の多目的屋内体育施設3施設の用途廃止に伴い、指定管理者の指定期間を短縮しようとするものであります。

なお、当施設は、用途廃止後に利用希望者を公募し、活用を検討していくこととしておりますが、委員より、施設の有効活用のため、積極的周知により譲渡先の確保を望む発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました6件の指定管理者の指定案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算案であります。職員の人事異動などに伴う人件費調整や職員手当等の補正及び事業中止等に伴う減額以外の主なものについて御報告申し上げます。

初めに、議案第174号一般会計補正予算（第14号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では12款から15款、17款及び20款、歳出では2款から4款、7款及び10款であります。

歳入では、13款使用料及び手数料で、利用者増加による食の自立支援手数料の追加、14款国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金及び生活保護費負担金の追加であります。

次に、歳出であります。3款民生費では、支出見込みの増加に伴う、障がい者総合支援費及び生活保護費の追加、4款衛生費では、妊婦健診及び不妊治療費助成金の追加、10款教育費では、鳥海山木のおもちゃ美術館のPRとして、情報誌でのモニター体験の紹介や、テレビコマーシャルの制作に係る委託料の追加であります。

次に、議案第175号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、医療保険料の追加、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

次に、議案第176号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、診療収入の追加、歳出では、診療所運営費の追加であり、笹子診療所で扱う医薬品購入費が主なものであります。

次に、議案第182号一般会計補正予算（第15号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、15款及び20款、歳出では3款及び4款並びに債務負担行為であります。

歳入14款国庫支出金では、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金の追加、15款県支出金では、秋田県灯油購入費緊急助成事業費補助金の追加であります。

歳出3款民生費では、新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世帯支援として、18歳以下の子供1人につき10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業に係る経費の追加、また、灯油価格高騰の影響を受け、暖房費として5,000円を上限に助成する福祉灯油購入費助成事業に係る経費の追加であります。

歳出4款衛生費では、民間企業との共同運営により、PCR検査希望者へその機会を提供するための検査センター開設に係る経費の追加であります。

債務負担行為では、本荘由利総合運動公園陸上競技場走路等沈下改修事業について、改修に時間を要することから、早期の工事発注を行うため設定しようとするものであります。

次に、議案第183号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入では、繰越金の追加、歳出では、予備費の追加であります。

続いて、本日追加提案されました、議案第184号一般会計補正予算（第16号）について、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では14款、歳出では3款であります。これは、議案第182号の補正予算において御報告申し上げました、子育て世帯臨時特別給付金事業について、一括での現金給付とするために必要な経費を追加するものであります。

なお、審査の過程で委員より、国の方針が二転三転する中においても、迅速に対応されたことに敬意を表するとの発言がありましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げました6件の各会計補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げますが、陳情者から提出された資料を参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど、慎重に審査したものであります。

陳情第8号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書提出についての陳情であります。委員より、陳情項目の1及び2については採択すべきであるが、3の75歳以上の窓口負担2倍化の中止については、高齢者にとって負担増が大変厳しい状況であることは理解するものの、少子高齢化の中で、高齢者医療を社会全体で支えるためにはやむを得ないとの意見があり、採決の結果、全会一致で、陳情項目1（1）及び（2）並びに陳情項目2については採択すべき、陳情項目3については不採択とすべきとし、当陳情については一部採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第9号精神保健福祉の改善を国に求める意見書提出についての陳情及び陳情第10号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書提出についての陳情につきましては、その陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。委員より、介護従事者の給与引上げの財源を全額公費負担とすることや、介護保険財政において大幅に国庫負担割合を引き上げることは、介護保険料や税負担の引上げにつながる可能性もあるとの意見があったものの、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書提出についての陳情についてであります。委員より、本件は、沖縄の米軍基地建設との関連性が強く、国において進められるものであるため、全体的な観点から考えると不採択とすべきとの討論があった一方、令和6年度までを遺骨収集の集中実施

期間に位置づけている戦没者遺骨収集推進法の問題に反することからも採択すべきとの議論がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第13号由利本荘市沖合への洋上風力発電建設中止を国、県に求める意見書提出についての陳情についてであります。委員より、環境・健康被害、自然破壊等を回避しながら、再生可能エネルギーの推進により地球温暖化を阻止しなければならない思いは、衆目の一致するところであり、不採択とすべきという議論があった一方、風車の影響による健康被害を訴えている住民がおり、救済できる体制にない現状では建設に反対であるため採択すべきとの議論や、陳情内容の一部には疑問点もあるが、その願意は理解できるため趣旨採択すべきとの意見がありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。7番佐藤義之さん。

【佐藤義之産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（佐藤義之） 産業建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、条例案4件、補正予算案6件及びその他の案件11件の計21件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。

議案第152号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、軽井沢生活改善センター及び大内山村活性化支援センターについて、また、議案第153号林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案では、立井地地区部落集会所及び鳥海町百合茎地区林業研修センターについて、用途廃止に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第155号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、集落排水事業の郷内・坂之下地区を公共下水道の矢島処理区へ統合するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第156号情報拠点施設条例を廃止する条例案であります。これは、大内三川情報拠点施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、その他の案件であります。

議案第157号財産の無償譲渡についてであります。これは、堀切情報拠点施設につきまして、土地、建物及び附帯する設備一式を堀切町内会に無償で譲渡するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

議案第158号市道路線の廃止について及び議案第159号市道路線の認定についてであります。これは、大内地域の徳沢地区において河川改修による路線の見直しに伴い、3

路線の廃止及び認定をしようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、指定管理者の指定関係であります。

議案第162号から議案第164号までは、公の施設の指定管理者の指定についてであります。これらはいずれも令和4年3月末に指定期間が満了する公の施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第162号では、矢島農林水産物処理加工施設をはじめとする11施設、議案第163号では、東由利地場産業センター、議案第164号では、ゆりの里交流センターをはじめとする3施設の指定管理者を、それぞれ令和4年4月から4年間指定しようとするものであります。いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第168号から議案第172号の公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。

議案第168号につきましては、大内山村活性化支援センター、軽井沢生活改善センター及び大内三川情報拠点施設について、議案第170号につきましては、立井地地区部落集会所及び鳥海町百合茎地区林業研修センターについて、町内会へ譲渡するに当たり、指定管理者の指定期間を短縮しようとするものであります。

議案第169号、議案第171号及び議案第172号につきましては、大内地場産業振興施設をはじめとする、いずれも市が出資する第三セクターが指定管理者となっている12施設について、指定管理期間を1年延長し、その終期を令和5年3月31日まで変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の指定管理者の指定の期間の変更については、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算案になりますが、主なものについて御報告申し上げます。

議案第174号一般会計補正予算（第14号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入13から16款、20、21款、歳出では2款、4から8款及び繰越明許費8款であります。

歳入13款使用料及び手数料では、マリーナオートキャンプ場使用料について、新型コロナウイルスの影響による感染防止のため、営業を行わなかったことによる減額、14款国庫支出金では、地方創生推進交付金の事業費の変更による減額、15款県支出金では、県単独事業の農地・農業用施設小災害支援事業費補助金の追加、16款財産収入では、鳥海ダム建設用地のための土地と立木の処分に係る売払い収入として2億7,646万1,000円の追加、20款諸収入では、農業次世代人材投資資金返還金等の追加、また21款市債では、一番堰都市下水路整備事業債の事業実施に伴う追加と公営住宅建設事業債の事業費精査による減額であります。

歳出2款総務費では、歳入でも御報告いたしました鳥海ダム建設用地のための土地と立木の売払い収入について、鳥海ダム振興基金に積み立てるため、鳥海ダム振興基金積立金の追加、6款農林水産業費では、7月11日からの豪雨災害による県単独事業の農地・農業用施設小災害支援事業で、農地34か所、施設60か所に対する補助金の追加、7款商工費では、新型コロナウイルスの影響による事業精査を行った観光協会補助金の減額、8款土木費では、一番堰都市下水路新設に伴い、工事請負費及び公有財産購入費併

せて7億467万2,000円を追加するものであります。

また、繰越明許費では、8款土木費5項都市計画費、羽後本荘駅周辺整備事業において、東西自由通路及びJR駅舎建設関連工事の進捗状況から、当該工区の明渡しに不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことから1億3,963万5,000円を、また、一番堰都市下水路整備事業において、年度内の工事完了が困難であることから、工事請負費7億円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第178号一番堰まちづくり事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。企業社員寮用地取得を直接事業者が行うとする計画の変更があったことから、歳入では一番堰まちづくり事業債の減額、歳出では用地取得費の減額をしようとするものであります。

次に、企業会計であります。

議案第179号水道事業会計補正予算（第3号）であります。業務の予定量では、水道施設整備工事及び配水管敷設工事業費を減額、収益的収入では一般会計補助金予定額の減額、収益的支出では、手当等の予定額を減額、また、資本的収入では、企業債予定額を減額し、資本的支出では、工事請負費等の予定額を減額しようとするものであります。

加えて、補填財源の減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を減額、継続費においては矢島地域浄水場建設事業の年割額を変更し、企業債では、水道施設整備事業を減額しようとするものであります。

次に、議案第180号下水道事業会計補正予算（第3号）であります。業務の予定量では、下水道施設整備工事及び管路工事業費の減額、収益的収入では、一般会計補助金の予定額を減額、同じく支出では、手当等の予定額を減額、また、資本的収入では、企業債及び国庫補助金の予定額を減額、資本的支出では、工事請負費等の予定額を減額しようとするものであります。

加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金を追加、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を減額、継続費においては水林浄化センターB系更新事業の継続費の年割額を変更し、企業債では、下水道施設整備事業を減額しようとするものであります。

次に、議案第181号ガス事業会計補正予算（第2号）であります。原料費の高騰により販売単価が上がることから、収益的収入では、ガス料金の予定額を追加、同じく支出では、原料費等の予定額を追加、また、資本的支出では、手当等の予定額を減額しようとするものであります。

加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金を減額、棚卸資産購入限度額について、原料費高騰により増額しようとするものであります。

次に、議案第182号一般会計補正予算（第15号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳出6款及び7款であります。

歳出6款農林水産業費では、松ヶ崎漁港のしゅんせつに要する重機借り上げ料の追加、7款商工費では、人事異動による職員人件費の減額であります。

以上、御報告申し上げました6件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、付託されました案件の報告を終わりますが、現地調査を実施いたしましたので御報告いたします。

初めに、松ヶ崎漁港のしゅんせつ等、漁港管理についてであります。事業概要及び土砂の堆積状況について、また、報告のあった、11月23日からの暴風による第二北防波堤の立入禁止柵の破損について、担当者より説明を受けました。

港内の安全確保のため、また漁業者等の安全航路の確保のため、今後ともきめ細やかな維持管理に努めていただくよう、当委員会からもお願いするものであります。

最後に、本荘公園二の丸広場の複合遊具修繕についてであります。

毎年6月に行っている公園遊具の点検時、一部が破損、ボルトが浮き上がるなどの状況があったため、危険と判断し、部分的に使用禁止としていたものであります。多数の利用者からの早期の修繕の要望があったことから予備費を充用し、緊急修繕を行ったものであります。

このことについて、委員より、早期に発見されたことはよかったと思う。特に子供たちが遊ぶものである。今後ともこのように迅速に対応いただくようお願いしたいとの発言がありましたので申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（伊藤順男） 日程第4、議案第147号由利高原鉄道株式会社に対する固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第6、議案第149号都市計画税条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第147号から議案第149号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第7、議案第150号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第151号国民健康保険条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、議案第150号及び議案第151号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第9、議案第152号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案及び日程第10、議案第153号林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、議案第152号及び議案第153号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第11、議案第154号岩城多目的屋内体育施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第12、議案第155号ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第13、議案第156号情報拠点施設条例を廃止する条例案の2件を一括議題とします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第155号及び議案第156号の2件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第14、議案第157号財産の無償譲渡についてから、日程第16、議案第159号市道路線の認定についてまでの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第157号から議案第159号の3件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 次の日程第17、議案第160号から、日程第24、議案第167号までの8件は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

初めに、日程第17、議案第160号及び日程第18号、議案第161号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第160号及び議案第161号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第19、議案第162号から、日程第21、議案第164号までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第162号から議案第164号までの3件は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第22、議案第165号を議題といたします。

本案は、地方自治法第117条の規定により議長は除斥となりますので、議長を副議長と交代します。

この際、議長交代のため、暫時休憩いたします。

【22番（伊藤順男議長）退席】

午前11時54分 休 憩

.....
午前11時56分 再 開

- 副議長（高橋和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長は除斥となりましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

引き続き、日程第22、議案第165号の議題であります。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 副議長（高橋和子） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（高橋和子） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（高橋和子） 御異議なしと認めます。よって議案第165号は、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど除斥されました議長の除斥を解きます。

この際、議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午前11時58分 再 開

【22番（伊藤順男議長）復席】

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤順男） 日程第23、議案第166号及び日程第24、議案第167号の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第166号及び議案第167号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 次の日程第25、議案第168号から、日程第30、議案第173号までの6件は、公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。

日程第25、議案第168号から、日程第29、議案第172号までの5件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第168号から議案第172号までの5件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（伊藤順男） 日程第30、議案第173号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第173号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（伊藤順男） 日程第31、議案第174号一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第174号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（伊藤順男） 日程第32、議案第175号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第33、議案第176号診療所運営特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第175号及び議案第176号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第34、議案第177号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第177号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第35、議案第178号一番堰まちづくり事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第178号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第36、議案第179号水道事業会計補正予算（第3号）から、日程第38、議案第181号ガス事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第179号から議案第181号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第39、議案第182号一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第182号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第40、議案第183号介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。
委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第183号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第41、議案第184号一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議案第184号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第42、陳情第8号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、一部採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号は、一部採択することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第43、陳情第9号精神保健福祉の改善を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第44、陳情第10号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第45、陳情第11号介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第46、陳情第12号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（伊藤順男） 起立少数であります。よって陳情第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

-
- 議長（伊藤順男） 日程第47、陳情第13号由利本荘市沖合への洋上風力発電建設中止を国、県に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（伊藤順男） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、3番大友孝徳さん。

【3番（大友孝徳議員）登壇】

- 3番（大友孝徳） 議長より発言をお許しいただきました。ありがとうございます。

私は、陳情第13号由利本荘市沖合への洋上風力発電建設中止を国、県に求める意見書提出についての陳情に、賛成の立場から討論いたします。

以下、その論拠です。

1、計画されている建造物の規模があまりにも大きく、市民が愛する日本海の景観を著しく阻害することです。これまでの計画によりますと、陳情書にありましたセリオン143メートルの1.7倍に及ぶ240メートル超えの巨大な風車が70基以上も本市沖に立ち並びます。美しい夕日が沈む、私たちが愛してやまない、あの景観はぶち壊れます。

2、豊かな日本海の生態系に与える影響調査及び報告が全くなされていないことです。能代市・八峰町沖では、漁業影響調査が決定しておりますが、本市沖は手つかずです。

3、世界でもいまだかつてない、住宅地から至近距離への建設計画のため、住民に及ぼす不眠などの健康被害が大きく懸念されることです。先進地であるヨーロッパでは、岸から数十キロメートル離れておりますが、本市の計画は、わずか1.5から2.5キロメートル、それしか離れておりません。風力発電による健康被害は、ウィンド・タービン・シンδροームとして広く世界に知れ渡っており、本市でも、今ある陸上風力発電によると思われる健康被害を訴える市民はいらっしゃいます。私も今週、お二方のお話を伺いました。

4、現在の施設及び技術力では、首都圏への送電や発電地域内での蓄電ができないことです。首都圏に送電するには、超高性能の送電網が必要であり、これはいまだ検討段階です。また、風力発電用の蓄電池においては、その実用化のめどさえ立っておりません。

5、これだけ多数の懸念事項があるにもかかわらず、市民の多くが期待する建設後の本市への経済効果額が算出及び公表されてないことです。

最後に、これはそもそもの話ですが、再生可能エネルギー事業資金の大半は、国民イコール市民が電気使用料内の再エネ賦課金として負担しております。私の家では、毎月1,500円程度、年間で1万8,000円強を負担しておりました。これは、日本全体で3兆円

に及びます。よって、この事業そのものが市民の同意なしでは進めてはいけないのです。

住んでよかったと心から言える快適なまちを目指す本市は、この陳情第13号由利本荘市沖合への洋上風力発電建設中止を国、県に求める意見書提出についての陳情を採択すべきであります。本市の大自然とその景観、そして市民を守るため、皆様、御賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤順男） 次に、18番長沼久利さんの発言を許します。長沼久利さん。

【18番（長沼久利議員）登壇】

○18番（長沼久利） それでは、陳情第13号由利本荘市沖合への洋上風力発電建設中止を国、県に求める意見書提出についての陳情に対し、反対の立場で討論をいたします。

これまで、国土の小さい、そして資源を持たない日本は、国策として、エネルギーの原子力の推進を図ってきました。しかし、平成23年に発生した東日本大震災により、災害時におけるエネルギー供給の脆弱性が露呈されました。

全国の総発電費用は震災前、平成22年度7.5兆円でありましたが、震災後、平成24年度には10.2兆円となりました。これは、日本エネルギー経済研究所の発表であります。その中で、火力発電燃料費は倍増し、7.3兆円になっています。これは化石燃料の輸入価格の上昇にもありますが、原子力発電の減少を化石燃料で補ったことの負担を如実に表す数字かと思えます。

一方、平成25年には、政府からエネルギー基本計画が示され、エネルギー政策をゼロベースで見直すとの方針が示されました。令和3年10月には、政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目指すということを宣言し、国産エネルギー資源の拡大、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入に明確なかじを切りました。

また、政府と民間業者でつくる官民協議会の洋上風力産業ビジョンについては、2030年までに発電能力を原発の10基分に相当する1,000万キロワットにすると明記もされました。

40年までに、国内での部品調達比率を60%とすることや着床式の発電コストを2035年まで8円から9円とし、火力などの発電施設よりも安くするなど、いわゆる経済や国民負担軽減の方策も同時に目標として掲げました。

その推進の道筋として、海域の長期利用を可能とする再エネ海域利用法の法整備も進み、県内では、由利本荘市沖だけではなく、能代市、三種町及び男鹿市沖も促進区域に指定されました。現在は、業者から提出された計画書を審査しているとの新聞報道でもありました。

さて、本市の教育民生常任委員会の審査では、委員から健康被害を憂慮するとの発言がありましたが、海外先進地調査や環境省でも、明確な被害の見解は示されていないと思っています。

市当局からは、環境影響評価法に基づく、環境アセスメントの確実な実施や、建設に際しては、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続ガイドライン等々も改正されております。

さらに、20キロワット未満の小形風力発電についても、ガイドラインに基づき、住宅などからの距離、騒音、低周波音などの基準を示し、適切な事業の実施を指導しているとの説明も度々受けています。

今、私たちの役割は、執行機関を監視するという権能能力を高めることではないでしょうか。陳情の思いは理解をしながらも、要旨の理由での乱立状態にも見えという言葉や、環境や健康被害、自然破壊の懸念等の文言からは、抽象的で責任の曖昧さも加わり、建設中止の根拠を希薄なものにしていると感じました。

そして、原発も反対、風力も駄目という発想ではなく、風力に限らず、太陽光、地熱、中・小水力、バイオマスなど、地域に適した再生可能エネルギーの可能性を模索することを通じ、将来を見据えた発展的地域の持続性を語る事が大切ではないでしょうか。

繰り返しになりますが、風力発電の今までの協議、そして、一般質問等での説明に触れながらも、市民の安全・安心、そして将来に向かって禍根を残さないことは大前提の中で、大切に育まなければならない事業であるということ認識しなければならないのではないのでしょうか。

よって、建設反対という意見書提出につきましては、賛同しかね、不採択の立場で反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いをさせていただきながら、私からの反対討論といたします。

○議長（伊藤順男） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。

委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

繰り返します。本陳情を採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（伊藤順男） 起立少数であります。よって陳情第13号は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後 0時28分 休 憩

午後 1時29分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤順男） 日程第48、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第7号米価下落に伴う緊急の対応策を求める意見書の提出についてを上程し、提案者の説明を求めます。2番佐々木隆一さん。

【2番（佐々木隆一議員）登壇】

○2番（佐々木隆一） 議員発案第7号米価下落に伴う緊急の対応策を求める意見書の提出についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

歯止めがかからない米価の大暴落、出来秋に農協が農家に支払う概算金で1俵60キログラム1万円を下回る銘柄が続出し、中には、前年の半値以下という銘柄も出ており、生産費用を大きく下回る異常事態であります。このままでは、米作りも地域経済も崩壊しかねません。過剰米を市場から切り離せ、再生産可能な米価を、これは農家の皆さんの心からの叫びではないでしょうか。

米価暴落を招いた過剰在庫は昨年来のコロナ禍が原因であり、米生産者には何の責任もありません。ところが、政権与党がやってきたのは、農家や関係者の声には一切耳を貸さず、生産者の自己責任による過去最大の減反拡大36万トンの押しつけでありました。それがほぼ達成されたにもかかわらず、コロナ危機が長引き、米の過剰在庫は、解消どころか積み上がる一方であります。

この状況では、2021年産にとどまらず、2022年産の米価まで暴落しかねません。国産米には、過去最大の減産減反を強いながら、国内の需要の1割にも及ぶ77万トンもの米輸入を続ける、これほど露骨な米、農業、水田潰しがあるのでしょうか。安全・安心な国産米を食べ続けたいという消費者の願いも危うくします。

このままでは米が作れなくなる、この危機感が農家、農民、JAなど、関係団体にあります。この意見書案は、まさに時宜にかなったものであり、本市議会の良識が高く評価されることでしょう。

多くの議会、JAなどの関連する諸団体が、国などの関係機関に意見書のような形で声を上げるなど、運動が大きく広がることを切に願うものであります。

以上であります。

○議長（伊藤順男） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第7号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第7号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第49、議員発案第7号米価下落に伴う緊急の対応策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって議員発案第7号は、原案のとおり可決されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するため、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情第8号に係る委員会発案第4号、陳情第9号に係る委員会発案第5号及び陳情第10号に係る委員会発案第6号を、日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号、委員会発案第5号及び委員会発案第6号を、日程に追加することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第50、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第4号、委員会発案第5号及び委員会発案第6号の3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号、委員会発案第5号及び委員会発案第6号の3件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第4号、委員会発案第5号及び委員会発案第6号の3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号、委員会発案第5号及び委員会発案第6号の3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 日程第51、委員会発案第4号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第52、委員会発案第5号精神保健福祉の改善を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（伊藤順男） 日程第53、委員会発案第6号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護・福祉の実現を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第6号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（伊藤順男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（伊藤順男） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに、御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和3年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時51分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男

副議長 高 橋 和 子

議 員 大 友 孝 徳

議 員 松 本 学